

17 生活衛生

生活衛生業務は、環境衛生営業関係施設、受水槽利用施設、特定建築物、家庭用品等の衛生対策を始めとして、ねずみ・昆虫等の駆除指導業務など多岐にわたっています。

1 環境衛生

(1) 環境衛生監視指導事業

旅館業法、興行場法、公衆浴場法、理容師法、美容師法、クリーニング業法、墓地埋葬等に関する法律、化製場等に関する法律、温泉法、海水浴場等に関する条例、えなその他出産に伴う産あい物処理業者条例に基づく施設の許認可事務、監視指導及び検査を行っています。

環境衛生営業関係施設数

	総 数	旅 館	興 行 場	公 衆 浴 場	理 容 所	美 容 所	ク リ ー ニ ン グ 所	墓 地 ・ 火 葬 場 等	プ ー ル 等	温 泉 利 用 施 設	化 製 場 等	家 畜 及 び 家 禽 舎
平成 21 年度	12,347	393	77	382	1,941	3,752	2,502	2,852	191	66	3	188
平成 22 年度	12,364	380	81	376	1,931	3,821	2,470	2,854	184	64	3	200
平成 23 年度	12,263	381	83	363	1,921	3,855	2,361	2,860	178	60	3	198

ア 許認可申請及び届出件数

許認可申請等の件数は、437 件 (8.6%減)、廃止届出の件数は、487 件 (8.0%増)、その他変更届等の届出件数は、1,727 件 (0.4%増) でした。

環境衛生営業関係及び化製場等の届出等件数

	総数	許可申請 件数	廃止届出 件数	変更届出 件数	その他の届出 等件数
平成 21 年度	2,771	490	459	1,627	195
平成 22 年度	2,649	478	451	1,556	164
平成 23 年度	2,651	437	487	1,527	200
(施設内訳)					
旅 館	114	16	12	61	25
興 行 場	49	4	3	42	0
公 衆 浴 場	104	8	16	79	1
理 容 所	319	46	51	205	17
美 容 所	1,319	224	183	877	35
ク リ ー ニ ン グ 所	494	106	197	171	20
墓 地 ・ 火 葬 場 等	100	12	1	10	77
プ ー ル ・ 海 水 浴 場 等	55	6	6	43	0
温 泉 掘 削 ・ 利 用 等	24	1	7	15	1
化 製 場 ・ 畜 舎 等	50	14	11	24	1
クリーニング師免許 申請等*	23	-	-	-	23

*：免許の書換、再交付申請等を含む

イ 監視、許認可調査及び衛生講習会の実施

環境衛生営業関係施設の監視指導等を通して施設の衛生水準を確保することにより、市民生活における公衆衛生の維持、向上を図りました。また、衛生管理の周知徹底を目的として、営業施設関係者に対して講習会を実施しました。

監視、調査、相談指導及び衛生講習会の実施

	監視指導 件数	許認可変更 調査件数	その他の 調査等件数	相談指導 件数	衛生講習会の実施
平成 21 年度	4,986	465	520	6,253	74 回(2,229 人)
平成 22 年度	4,938	649	751	5,413	50 回(2,047 人)
平成 23 年度	4,194	575	628	5,521	41 回 (1,834 人)
(施設内訳)					
旅 館	170	40	33	555	…
興 行 場	59	12	2	115	…
公 衆 浴 場	277	15	84	545	…
理 容 所	802	67	21	699	…
美 容 所	1,466	279	44	2,041	…
ク リ ー ニ ン グ 所	1,061	118	311	879	…
墓 地 ・ 火 葬 場 等	0	7	16	102	…
プ ー ル ・ 海 水 浴 場 等	150	10	28	226	…
温 泉 利 用 施 設	122	4	74	178	…
化 製 場 ・ 畜 舎 等	87	23	15	181	…

ウ 営業施設検査等

営業施設の衛生管理状況を科学的に把握し、指導するため、水質及び空気環境等の検査を実施しました。

また、市内唯一の海水浴場である金沢区「海の公園」の水質検査については、海開き前(5月)1回、海水浴期間中(7月)1回の計2回実施しました。その結果、5月は水質「AA」、7月は水質「B」*でした。

*：環境省通知に基づく判定基準による。(水質「AA」、「A」を「適」、水質「B」、「C」を「可」とする。)

環境衛生営業施設検査数

	検 査 (*)	
	施設数	検体数
平成 21 年度	644	2,773
平成 22 年度	591	2,703
平成 23 年度	489	2,624
(施設内訳)		
旅 館	103	324
興 行 場	19	39
公 衆 浴 場	166	931
理 容 所	0	0
美 容 所	0	0
ク リ ー ニ ン グ 所	0	0
プ ー ル ・ 海 水 浴 場	112	671
温 泉 利 用 施 設 等	89	659

* 【衛生監視員が施設又はセンターの検査室において検査した件数】と【衛生研究所に依頼し、専門的な検査を実施した件数】の合計件数

(2) 横浜市生活衛生協議会の自主管理事業の推進

環境衛生業者が組織する横浜市生活衛生協議会は、業者の自主的な努力により施設の衛生水準の向上を図っております。

平成23年度も前年度に引き続き、同協議会が実施する自主衛生管理事業（各店舗の拭き取り検査等）に対して、検査実施方法及び検査結果に基づく改善対応についての助言等を行いました。

自主管理検査実施件数*

	理容所	美容所	クリーニング所	公衆浴場	旅館	合計
平成23年度	1,122	994	299	99	30	2,544

* 理容所、美容所、公衆浴場、旅館においては、拭き取り検査（細菌検査）、クリーニング所においては、検知管による検査（空気環境測定）を実施しました。

2 ビル衛生対策

建築物や受水槽等の衛生対策として、施設の設置者や管理者等に対して適正な衛生管理の指導・啓発をしています。

ビル衛生関係施設数

	特定建築物	特定建築物 登録業	専用水道	簡易専用水道	小規模受水槽 水道	簡易給水道
平成21年度	1,340	478	157	8,893	10,105	15
平成22年度	1,361	480	156	8,656	9,079	14
平成23年度	1,387	482	156	8,408	8,693	14

(1) 建築物衛生対策事業

近年、建築物は大型化・高層化が進み、断熱効果の優れた気密性の高い建築物が増えており、その維持管理には極めて高度な知識と技術が要求されるようになってきています。

そこで、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（建築物衛生法）に基づく監視指導業務については、空気環境測定等科学的データに基づき監視指導を行っています。

ア 特定建築物届出施設数及び監視状況

特定建築物の届出施設数及び監視状況

年 度	対 象 施設数	使用 届出 件数	変更 届出 件数	廃止 届出 件数	立入検査	相談 件数
					監視 件数	
平成21年度	1,340	3	559	9	399	1,875
平成22年度	1,361	8	694	22	523	2,385
平成23年度	1,387	3	766	7	415	3,289
		5				

イ 特定建築物事前指導結果

衛生的で維持管理しやすい構造設備とするため、特定建築物の空調設備、給排水設備等について設計段階から指導を行っています。

特定建築物事前指導実施状況

年 度	計	店舗	事務所	学校	旅館	その他
平成21年度	44	8	20	11	4	1
平成22年度	22	5	12	4	0	1

平成 23 年度	22	9	0	10	0	3
----------	----	---	---	----	---	---

ウ 建築物清掃業等登録監視指導

建築物登録業とは、ビルの衛生管理に関する業務をビルの所有者等からの委託を受けて行う事業者のうち、従事者の資格や使用機器等の一定の要件を備え、横浜市長登録を受けた事業者で、業態により 8 業種に区分されています。これらの登録事業者に対して、平成 23 年度は市内 198 事業所の立ち入り検査を行いました。

業種別登録事業所数

年 度	総数	建築物 清掃業	建築物 空気 環境 測定業	建築物 空調 和 外 清掃業	建築物 飲料水 水質 検査業	建築物 飲料水 貯水槽 清掃業	建築物 排水管 清掃業	建築物 ねずみ 虫 等防除 業	建築物 環境 衛生 総合 管理業
平成 21 年度	478	97	22	5	8	193	28	67	58
平成 22 年度	480	102	26	4	9	186	31	63	59
平成 23 年度	482	106	26	4	10	183	30	63	60

エ レジオネラ症対策

レジオネラ症の原因菌であるレジオネラ属菌は、適切な管理のなされていない冷却塔や給水・給湯設備等で増殖することが明らかになっています。こうした背景から、レジオネラ症の発生を防止するため、レジオネラ症に感染する危険性が高いと考える者が使用又は利用する建築物の管理者に対して、横浜市レジオネラ症防止対策指導要領に基づき、衛生的な維持管理方法の啓発を行っています。

平成 23 年度は、市内の温泉利用施設 32 施設に対して、立入調査及び水質検査を行い、適切な維持管理について指導しました。

(2) 受水槽等衛生対策事業

ビル・マンション等の受水槽を設けて飲料水を供給する施設は、受水槽の有効容量等により水道法の規制を受ける簡易専用水道及び専用水道と、横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成 4 年 4 月 1 日施行。以下「市条例」という。）の規制を受ける簡易給水水道及び小規模受水槽水道に大別されます。

ア 簡易専用水道及び専用水道業務

これらは、受水槽の有効容量が 10m³を超えるもので、福祉保健センターへの届出や受水槽の清掃点検等が所有者に義務づけられています。簡易専用水道は、年 1 回、厚生労働大臣の登録する検査機関による管理状況の検査が、また、専用水道は水道技術管理者の選任や毎月の水質検査が義務づけられています。

簡易専用水道については、福祉保健センターが施設の管理状況等に応じて立入指導を行っています。

専用水道については、福祉保健センターが給水設備の管理状況や水質検査計画・結果等に応じて立入指導を行っています。

簡易専用水道・専用水道の届出件数及び監視指導・検査状況

	年度	施設数	設置届出	廃止届出	変更届出	立入指導 件数	相談件数
簡易専用水道	21 年度	8,893	93	248	1,095	377	1,980
	22 年度	8,656	78	312	1,334	545	2,035
	23 年度	8,408	70	293	992	371	1,822

専用水道	21年度	157	15	9	74	31	1,051
	22年度	156	6	10	44	114	712
	23年度	156	6	5	76	124	686

イ 小規模受水槽水道及び簡易給水水道業務

小規模受水槽水道は受水槽の有効容量が 10m³以下の施設（専ら1戸の住宅を除く。）、簡易給水水道は井戸水を飲用している事業所や共同で飲用している施設です。これらの所有者は、福祉保健センターへの届出や受水槽の清掃点検のほか、次のことが市条例で定められています。

(ア) 管理状況の定期検査の受検

簡易給水水道、小規模受水槽水道のうち受水槽の有効容量が8m³を超えるもの及びすべての「地下式受水槽等」の設置者に、年1回、市長の指定する検査機関による管理状況の検査が義務づけられています。

(イ) 管理状況の定期検査の結果報告

(ア)の検査受検後、結果を速やかに報告

(ウ) 自己点検の実施、報告

管理状況検査の受検義務がない小規模受水槽水道（受水槽の有効容量が8m³以下で、設置形態が「床上式」又は「ピット式」）の設置者は、年1回、自ら点検を行い、結果を報告することが義務づけられています。

福祉保健センターでは、施設の管理状況等に応じて立入指導を行っています。

小規模受水槽水道・簡易給水水道の届出件数及び監視指導・検査等状況

	年度	施設数	設置届出	廃止届出	変更届出	立入指導 件数	相談件数
小規模受水槽水道 (>8m ³)	21年度	1,472	39※	335※	613※	28	416
	22年度	1,371	49※	993※	1,350※	52	651
	23年度	1,262	117※	449※	735※	36	1,200
小規模受水槽水道 (≤8m ³)	21年度	8,633	－※	－※	－※	970	1,012
	22年度	7,708	－※	－※	－※	322	3,151
	23年度	7,431	－※	－※	－※	177	2,364
簡易給水 水道	21年度	15	1	0	2	5	61
	22年度	14	0	1	0	8	48
	23年度	14	1	1	10	11	13

※ 設置届出、廃止届出、変更届出件数については、小規模受水槽水道の合計数

ウ 受水槽施設事前指導

受水槽施設の衛生を確保するためには、施設が管理しやすい構造設備を備えていることが必要です。そこで、「横浜市受水槽施設事前指導に関する事務手続要領」（平成4年10月1日施行）に基づき、施設の計画・設計段階で事前に指導する事前指導制度により施設の衛生の確保を図っています。

受水槽施設事前指導実施状況

年 度	指導実施施設数
平成21年度	13
平成22年度	29
平成23年度	24

3 居住衛生対策

住まいを原因とする健康被害の予防を目的として、健康的で快適な住まい方の指導、啓発を行っています。

(1) 居住衛生推進事業

シックハウス症候群やダニ・カビの発生等に関する市民からの相談に対応し、必要に応じて訪問調査を行い、住まい方の改善方法を助言しています。平成 23 年度は 11 家庭の訪問調査を行いました。

また、講習会を開催し、住まいの衛生に関する啓発を行っています。

相談対応件数

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
ホルムアルデヒド	24	32	23
その他VOC	15	12	11
ダニアレルゲン	9	5	13
刺咬性ダニ	9	9	19
カビ	16	14	29

講習会開催状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
生活衛生課主催	28	21	8
他課主催（両親教室等）	68	64	79

(2) 家庭用品衛生対策事業

規制家庭用品の試買を行い、ホルムアルデヒド、有機水銀化合物、トリブチル錫化合物など 14 の化学物質等の試験検査を横浜市衛生研究所で実施しました。

試験検査の結果、法に定める基準を超過した家庭用品はありませんでした。

試験検査等の年度別推移

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
検査検体数	89	76	61
検査項目数	260	186	226
違反検体数	0	0	0
立入施設数	24	18	11

(3) 生活環境指導事業

福祉保健センターにおいて地域の特性や実情に応じたねずみ族、昆虫等の防除対策を行っています。

ア ねずみ族、昆虫等の相談

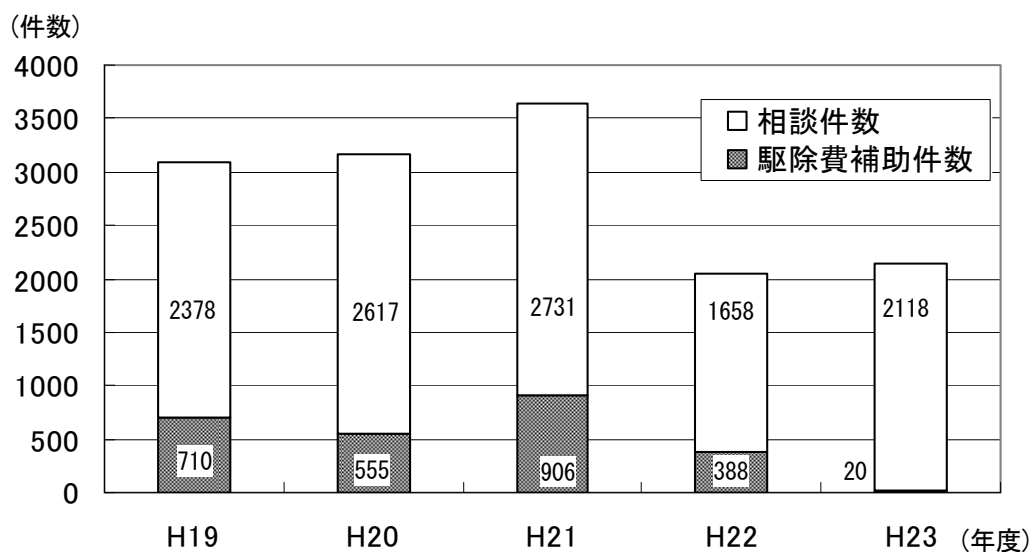
8,752 件相談があり 1,200 件の現場調査を行いました。なお、全相談数の約 81%をハチ類が占めています。

ねずみ族、昆虫等苦情相談

年 度	相談件数 (総数)	相談件数の内訳						
		ハチ類	ダニ	ねずみ	ノミ	シラミ	ガ	その他
平成 21 年度	11,658	8,342	72	687	52	57	129	2,319
平成 22 年度	9,720	7,258	91	696	40	63	123	1,449
平成 23 年度	8,752	6,194	61	890	45	35	74	1,453

イ スズメバチ駆除対策

スズメバチ等による危害を防止し、市民の安全な生活環境を確保するため、ハチの危害や対処方法の啓発、駆除業者の育成を行っています。また、営巣場所の建物又は土地の所有者が市民税非課税の場合、駆除費用の一部補助等を行っています。



スズメバチの相談件数及び駆除費補助件数

平成 23 年度から、駆除費補助の対象者を建物又は土地の所有者で市民税非課税の者に変更

ウ 水害発生時の感染症対策

水害発生時には、「横浜市防疫対策実施要領」に基づき、感染症の発生及びまん延を防ぐため、浸水した家屋等に対し、福祉保健センター職員が現場調査を行い、適切な消毒・衛生対策の周知啓発を行っています。

水害等発生時の調査件数

	平成 23 年度
調査件数	4

(4) 災害時生活用水確保事業

災害時における給水対策として、災害時に地域の方々が洗浄水などの生活用水として利用することにご協力をいただける井戸について、簡易な水質検査等を行い、検査結果が良好で利用可能な井戸を災害応急用井戸に指定しています。

災害応急用井戸の指定実績

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
災害応急用井戸指定のための申請件数	20	7	13
指定件数	16	7	13
指定解除申出数	114	91	82
災害応急用井戸指定件数	3, 121	3, 037	2, 968